

令和4年 第5回定例会

上里町農業委員会 会議録

令和4年5月25日(水)

令和4年 第5回 上里町農業委員会 議事録

開催年月日	令和4年5月25日(水)	開催場所	上里町役場4階 大会議室	
開議時刻	午後1時30分	閉議時刻	午後2時15分	
議長	伊藤 裕	議事参与者	なし	
出席した事務局職員	事務局長：吉村 貴文 事務局次長：関口博之 主任：長谷川美雪	書記	事務局主任 長谷川 美雪	

委員出席状況

席次番号	氏名	摘要	席次番号	氏名	摘要
会長	伊藤 裕	○	—	福田 幸雄	○
会長代理	吉澤 英彰	○	—	細井 登	○
1	岩田 保	○	—	松村 稔	○
2	金井 てる子	○	—	入 保夫	○
3	坂本 茂	○	—	生方 積	×
4	藤島 廣二	○	—	間々田 秀造	○遅刻
5	小林 雄一	○	—	坂本 正	○
6	戸矢 活夫	○	—	安原 和夫	○
7	蓮 博政	○	—	小谷野 房雄	○
8	尾崎 保幸	○	—	相川 和明	×
9	小林 加代子	○	—	木村 信雄	○
10	馬場 弘次	○	—	立石 満	○
11	杉山 登	○	—	菊地 宏利	○
2	塚本 房雄	○			

会議進行状況

<p>[開 会]</p>	<p>議 長</p>	<p>ただいまの出席数は農業委員14名、農地利用最適化推進委員10名であります。よって、上里町農業委員会会議規則第6条の規定により定足数に達しておりますので、これより令和4年第5回上里町農業委員会定例会を開会いたします。</p>
<p>日程第1 会議録署名委員及び書記の 選任について</p>	<p>議 長</p>	<p>日程第1 会議録署名委員及び書記の選任について、こちらからご指名をさせていただきます。 議席番号10番 馬場 弘次 委員 議席番号11番 杉山 登 委員 に会議録署名委員をお願いします。 書記については、事務局 長谷川主任 をお願いします。</p>
<p>日程第2 議案第13号 農地法第3条の規定による 許可申請について</p>	<p>議 長</p> <p>事 務 局</p> <p>議 長</p> <p>岩田 保委員</p>	<p>日程第2 議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請について、1番を提案いたします。事務局による説明を求めます。</p> <p>農地法第3条の説明をさせていただきます。</p> <p>1番ですが、譲受人 上里町大字〇〇△△△番地△ 〇〇〇〇氏 譲渡人 上里町大字〇〇△△△番地〇〇 〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△番 面積は439㎡、青地の農地です。地目は畑です。受人の居住地から申請地までは約700m、権利内容は売買による所有権移転、受人の耕作面積は53,635㎡で、内訳は自作が13,685㎡、借受が39,950㎡でございます。譲受人は73歳の専業農家です。自己所有地に隣接している農地を買い、効率的に農業を行うため申請となりました。</p> <p>以上で事務局による説明を終わります。担当地区の農業委員・推進委員どちらかの意見をお願いします。</p> <p>1番について</p>

<p>日程第3 議案第14号 農地法第5条の規定による 許可申請について</p>	議 長	問題はありません。
	議 長	ありがとうございました。続きまして、質疑のある方は順次発言をお願いします。
	議 長	質疑がないようですので、採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。 ～異議なしの声あり～
	議 長	ご異議なしと認め、申請どおり許可と決定したいと思いますので、賛成委員の挙手をお願いいたします。 ～挙手全員～
	議 長	挙手全員でありますので、申請どおり許可とすることに決定いたします。
	議 長	日程第3 議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請について、1番から7番を提案いたします。 事務局による説明を求めます。
事 務 局	農地法第5条の説明をさせていただきます。 1番ですが、譲受人 本庄市〇〇△△△番地△ 〇〇〇〇外1名、譲渡人 東京都練馬区〇〇△△△番地 〇〇〇〇です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△番△ 286㎡、地目は畑です。宅地46.79㎡と 一体利用で合計面積は332.79㎡になります。権利内容は売買による所有権移転、転用目的は一般住宅、 譲受人の職業は〇〇、形態は新設、申請地は農業振興地域外であり、第3種農地とみられます。宅地に接続 しています。譲受人は現在借家暮らしをしておりますが、申請地が通勤、通学に利便性も良く、自己用住宅 を建設したく申請するものです。 2番ですが、譲受人 本庄市〇〇△△△番地△ 〇〇〇〇、譲渡人 神奈川県大和市〇〇△△△番地 〇 〇〇〇〇です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△番△ 面積は330㎡、地目は畑、権利内容は売買によ る所有権移転、転用目的は一般住宅、譲受人の職業は〇〇、形態は新設、申請地は農業振興地域外であり、 第3種農地とみられます。宅地に接続しています。譲受人は現在借家暮らしをしておりますが、実家近くで 利便性も良く、自己用住宅を建築したく申請するものです。	

	<p>3番ですが、譲受人 神奈川県鎌倉市〇〇△△△番地△ (有)〇〇〇〇 (代)〇〇〇〇、譲渡人 東京都世田谷区〇〇△△△番地 〇〇〇〇です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△番△ 415㎡、地目は畑、権利内容は売買による所有権移転、転用目的は長屋住宅、譲受人の職業は〇〇、形態は新設、申請地は農業振興地域外の第3種農地とみられます。宅地に接続しています。申請地は、駅も近く、借家の需要が見込まれるためアパートを建築したく申請するものです。</p> <p>4番ですが、譲受人 上里町〇〇△△△番地△ 〇〇〇〇、譲渡人 上里町〇〇〇△△△番地 〇〇 〇〇です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△番△ 100㎡、地目は畑、権利内容は永年の使用貸借権設定、転用目的は農業用倉庫、譲受人の職業は〇〇、形態は新設、申請地は農業振興地域内の第1種農地とみられます。宅地に接続しています。譲受人は現在、農業を営んでおりますが、自宅に隣接する父所有の農地に農業用倉庫を建築したく申請となりました。</p> <p>5番ですが、譲受人 東京都港区〇〇△△△番地△ (株)〇〇〇〇 (代)〇〇〇〇、昨年12月の農業委員会でも1度一時転用の申請が上がりましたが、新潟から天然ガスを送っている会社です。譲渡人 神川町〇〇△△ △△△番地 〇〇〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△番 677㎡、地目は田、権利内容は売買による所有権移転、転用目的は天然ガス輸送導管分岐施設、譲受人の職業は〇〇、形態は新設、申請地は農業振興地域内の第1種農地です。宅地から100mです。関東地域への安定的な天然ガスの供給を目的とした新東京ライン延伸工事に伴い、天然ガス輸送導管分岐施設を設置したく申請するものです。</p> <p>6番ですが、譲受人 上里町〇〇△△△番地△ (株)〇〇〇〇 (代)〇〇〇〇、譲渡人 上里町〇〇〇△△△番地 〇〇 〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△番△ 2,096㎡、地目は田、権利内容は売買による所有権移転、転用目的は6区画の宅地分譲、譲受人の職業は〇〇、形態は新設、申請地は農業振興地域外の第3種農地とみられます。宅地に接続しています。申請地は住宅地に隣接し、商業施設、公共施設も近く住宅需要が見込まれることから分譲地を計画したく申請となりました。</p> <p>7番ですが、譲受人 群馬県伊勢崎市〇〇△△△番地△ 〇〇〇〇(株) (代)〇〇〇〇、譲渡人 上里町〇〇〇△△△番地 〇〇 〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△番△ 415㎡、地目は畑、権利内容は売買による所有権移転、転用目的は建売住宅1棟、譲受人の職業は〇〇、形態は新設、申請地は農業振興地域内の第1種農地とみられます。宅地に接続しています。申請地は住宅地に隣接し、住宅需要が見込</p>
--	---

		<p>まれることから建売住宅を建築したく申請となりました。住宅に関するものが5件、農業用施設が1件、それとガスの施設が1件、全7件です。以上で説明を終わります。</p>
	議 長	<p>以上で事務局による説明を終わります。担当地区の農業委員・推進委員どちらかの意見をお願いします。</p>
	尾崎 保幸委員	<p>1番について 民家に囲まれているため、特に問題ありません。</p>
	塚本 房雄委員	<p>2番・3番について 問題ありません。</p>
	戸矢 活夫委員	<p>4番について 問題ありません。</p>
	塚本 房雄委員	<p>5番について 問題はないのですが、ガスの銅管が側道を通っているという事ですが農地は通ってないのでしょうか。</p>
	事 務 局	<p>航空写真図の6ページ5-5をご覧ください。説明の中で令和3年12月に五明の農地の所にトンネルを掘る機械を設置した話をしましたが、そこから道路の下をずっと這わせて高速道路の側道伝いにガスのパイプラインを敷設します。今回、神流川の下を管が走ってきまして五明のところまでずっと持ち上がってきます。五明の高速道路で言うと下り線を側道伝いにガスのパイプラインが走りまして、高速道路の南側をJAカントリエレベーター付近位まではとおり、ボックス内をくぐりまして高速道路の北側の側道伝いを通り四ツ谷を通過してこちらの東小の方に向かっていくという事でございます。これがそのまま本庄のインターまで通って早稲田の到着点があるのですが、そこまではほぼ高速の側道の下を通すという計画だそうです。管自体は、広い通りではないので中心よりも高速道路側を狙って這わせていくという計画でございます。今回はこ</p>

		<p>の三角形の土地に一度管をふりこみます。分岐施設という事で、その三角形の土地のすぐ東脇の道伝えに北側へ分岐管を這わせていくという計画だそうです。それを県道の神保原本郷線伝いに17号まで這わせて、いずれは坂東大橋の方へ向けて管を埋設しまして坂東大橋の所で群馬県に渡すという事です。この土地の申請地の中にも管が埋設されるという事です。</p>
	議 長	塚本さん、よろしいでしょうか。
	塚本 房雄委員	わかりました。
	議 長	続きまして6番について担当委員お願いします。
	坂 本 茂委員	6番について 問題ありません。
	坂本てる子委員	7番について 問題ありません。
	議 長	ありがとうございました。続きまして、質疑のある方は順次発言をお願いします。
	蓮 博政委員	先ほど説明がありました天然ガスの関係ですが、上里の中には2本通っているのですか。
	事 務 局	その通りです。大御堂、三町、嘉美を既設管が東武橋から大御堂を通して早稲田の方に行ってる管が昭和40年代ですかね。それが既設管です。そちらをつぶすわけではなく、古い施設になってますので、メンテナンスをしながら今バイパス工事を行っております。分岐施設といっても群馬にも既設管が行ってます。

	議 長	外に質疑がありますか。
	議 長	ないようなので、採決したいと思います。ご異議ございませんか。
		～異議なしの声あり～
[そ の 他]	議 長	ご異議なしと認め、申請どおり許可相当としたいと思いますので、賛成委員の挙手をお願いいたします。
	議 長	～挙手全員～
	議 長	挙手全員でありますので、申請どおり許可相当とすることに決定いたします。
	議 長	以上で、本日用意しました全ての議案に審議を終了します。
	議 長	続きまして、その他として事務局よりお願いします。
	事 務 局	<ul style="list-style-type: none"> ・緑の羽の募金についてお願い ・農地利用最適化活動の推進について 情報交換会の参加について、 ・次回の定例総会について 6月24日(金)13時30分から
[閉 会]	会 長 代 理	以上で全ての日程が終了いたしました。長時間にわたる慎重審議をいただきありがとうございました。これもちまして、本日の定例会を閉会いたします。

上記の会議の顛末に相違ないことを証明する。

令和4年5月25日

議 長

印

(馬場 弘次 委員)

署 名 人

印

(杉山 登 委員)

署 名 人

印